

国立大学法人東京農工大学農学府・農学部運営規則の一部改正

現行	改正	備考
<p>国立大学法人東京農工大学農学府・農学部運営規則 平成16年4月7日 16農経教規則第1号</p> <p>第1条～第8条 省略</p> <p>(附属施設) 第9条 学部に教育研究支援等のため、次の施設を置く。 一 広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター 二 動物医療センター 三 硬蛋白質利用研究施設 四 フロンティア農学教育研究センター 2 前項各号の施設に、施設長を置く。 3 施設長の選考並びに施設の組織及び運営等について必要な事項は、別に定める。</p> <p>第10条 省略</p> <p>附 則 省略</p>	<p>第1条～第8条 省略（現行どおり）</p> <p>(附属施設) 第9条 学部に教育研究支援等のため、次の施設を置く。 一 広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター 二 動物医療センター 三 硬蛋白質利用研究施設 四 フロンティア農学教育研究センター <u>五 国際家畜感染症防疫研究教育センター</u> 2 前項各号の施設に、施設長を置く。 3 施設長の選考並びに施設の組織及び運営等について必要な事項は、別に定める。</p> <p>第10条 省略</p> <p>附 則 省略（現行どおり）</p>	

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。